

青葉区版防災情報伝達システムについて

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、ラジオと電話を活用した2つの情報伝達システムを独自に導入し、平成28年9月から運用を開始しました。

町の防災組織である自治会・町内会や、地域防災拠点運営委員会等の皆様には、災害時の区役所からの情報を得る手段の一つとして、ご活用していただきたいと考えています。

運用例としては、避難指示、土砂災害警戒情報、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を伝達します。

その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指しています。

ラジオによる情報伝達システム

- ・FMサルースの電波を使い緊急情報を発信
- ・災害時には、FMサルースまたは区役所から緊急放送を発信
- ・緊急情報の場合は、専用ラジオで自動受信電源がOFFでも自動起動
- ・イツコム加入世帯は、イツコムの回線から電波をとることが可能



電話による情報伝達システム

- ・自治会、町内会長や地域防災拠点運営委員長等の登録番号へ一斉に電話で緊急情報を配信
- ・情報と質問を自動音声で伝達し、電話のプッシュボタンによる番号回答を即時にシステムで集計



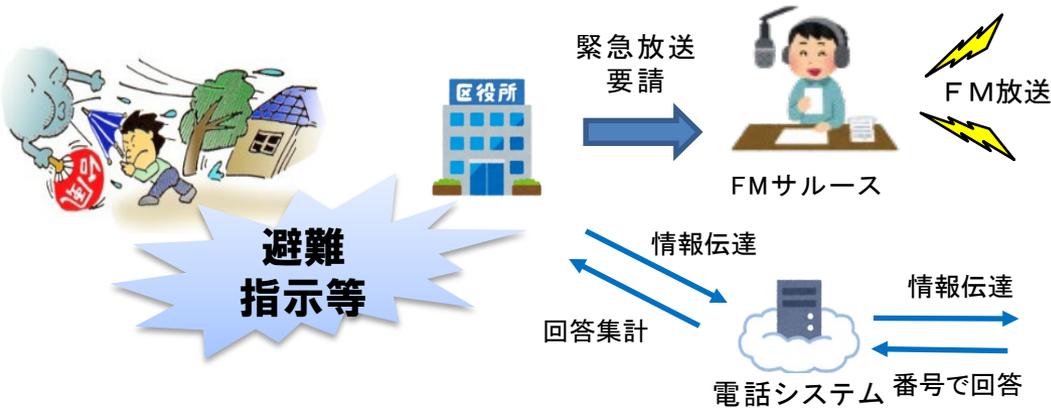
【例】避難所を開設できますか？

できる場合は1を、できない場合は2を…

システムの運用について

- ・ラジオによる情報伝達システムで使用する防災ラジオについては、区役所から貸与しています。
- ・電話による情報伝達システムについては、特別な機材の設置等は必要ありません。お手持ちの携帯電話または、ご自宅の固定電話の番号を登録していただき、災害発生時に機械音声による情報伝達を行います。
- ・専用防災ラジオの管理者及び電話システム登録電話番号について、区役所が管理するため、御登録していただきます。
- ・登録者が変更になる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、区役所に変更情報の御連絡をいただきます。

システムイメージ図



《大地震等発生による緊急性の高い場合》



自治会・町内会
地域防災拠点運営委員会
防災関係機関

専用防災ラジオ※

電話

専用防災ラジオ※

※電源がOFFでも自動起動して緊急放送を受信します。

※専用防災ラジオでなくても、一般的なラジオの周波数をFM84.1に合わせれば、同じ放送を聴くことができます。



地域での
助け合い

